

沿岸広域振興局長告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年12月23日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900209	南部屋産業株式会社NBS 福祉サービス普及会	南部屋産業株式会社NBS 福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小槌第 21地割61番地1	令和7年12月31日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900209	南部屋産業株式会社NBS 福祉サービス普及会	南部屋産業株式会社NBS 福祉サービス普及会	上閉伊郡大槌町小槌第 21地割61番地1	令和7年12月31日